(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
千葉県香取郡神崎町松崎字下利根川通八三六番一地先から同町松崎字下利根川通八三一番八まで	前	四五・二三～八六・〇五	〇・一五三
	後	四五・二三～二四〇・五四	〇・一五三

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○近畿地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十三日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十七号及び百六十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福井県三方郡美浜町気山九四号亀牧口二〇番から同町気山三二〇号焼山二番二まで	前	九・三二～三九・五五	〇・二二八
	後	九・三二～二三・一六	〇・二二八

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十三日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県三方郡美浜町気山九四号亀牧口二〇番から同町気山三二〇号焼山二番二まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十三日

○中国地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十三日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
出雲市斐川町富村六四一番一から同市芦渡町四一八番一まで	前	A　一二・〇〇～一二・〇〇	〇・〇一七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　八・八五～八〇・〇〇 八・八五～八〇・〇〇	九・一〇五 九・一〇五	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

国会事項

開会式

第百九十三回国会の開会式は、一月二十日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第百九十三回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

今日、わが国をめぐる内外の諸情勢は依然としてきびしく、緊急に解決すべき幾多の重要問題があります。われわれは、内政、外交の各般にわたり、活発な議論を行いながら合意形成に努め、国民生活の安定向上をはかるとともに、国際社会の一員として、諸外国との相互理解と協力を一層深め、世界の平和と繁栄に寄与していかなければなりません。

また、本年は、日本国憲法施行七十周年並びに参議院創設七十周年の記念すべき年にあたります。この際、われわれは、戦後の議会政治の歩みを振り返り、決意を新たにして、議会制民主主義の更なる発展に努力を払わなければなりません。

ここに、開会式にあたり、われわれに課せられた重大な使命にかんがみ、日本国憲法の基本理念を改めて深く心に刻み、おのおの最善をつくしてその任務を遂行し、もって国民の信託にこたえようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第百九十三回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

国会が、国民生活の安定と向上、世界の平和と繁栄のため、永年にわたり、たゆみない努力を続けていることを、うれしく思います。

ここに、国会が、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

議事日程

一月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十九年一月二十日（金曜日）
正午開議
第一　議席の指定

一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

一月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十九年一月二十日（金曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　国務大臣の演説に関する件

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理解職

国務大臣　山本　公一

総務大臣山本早苗（高市早苗）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　公一

内閣府特命担当大臣山本早苗（高市早苗）帰朝につき内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度担当）事務代理を免ずる

（名古屋家庭裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　岩井　隆義

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上一月十八日）